

# 国土強靱化の取組みについて

平成25年9月30日

内閣官房国土強靱化推進室企画官

齋藤 博之

## 国土強靱化推進の動き

(平成24年)

12月26日 国土強靱化担当大臣の設置 (第2次安倍内閣組閣)

★安倍内閣の基本方針 (12月26日閣議決定)

「老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。」

(平成25年)

1月25日 内閣官房に「国土強靱化推進室」を設置

★安倍総理施政方針演説 (2月28日)

「様々なリスクにさらされる国民の生命と財産を、断固として守る、「強靱な国づくり」も急務です。命を守るための「国土強靱化」が焦眉の急です。首都直下型地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

★東日本大震災二周年追悼式 (3月11日) 内閣総理大臣式辞

「今般の教訓を踏まえ、我が国全土にわたって災害に強い強靱な国づくりを進めていくことを、ここに固くお誓いいたします。」

# ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会

## 趣旨

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるためのレジリエンス(強靱化)に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聴くことを目的として、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

## 構成

- 懇談会は、下記に掲げる者により構成し、国土強靱化担当大臣の下に開催する。
- 国土強靱化担当大臣は、構成員の中から、懇談会の座長を依頼する。
- 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## スケジュール

3月5日	○意見交換
3月22日	○対象とするリスクと「脆弱性」に関する考え方
4月3日	○ナショナル・レジリエンス(防災・減災)に向けた考え方 ○脆弱性評価の指針
4月26日	○進捗状況報告
5月13日	○重点化・優先順位付けの方法について
5月24日	○国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))に向けた当面の対応について
8月8日	○国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について
9月10日	○施策分野別の対応方針について

## 構成員

レジリエンス研究	藤井 聡	内閣官房参与、 京都大学大学院工学研究科教授
高齢社会対応	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
農林水産業	浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
地域社会・コミュニティ	奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
地方行政	尾崎 正直	高知県知事
エネルギー	柏木 孝夫	東京工業大学特命教授
広報戦略	金谷 年展	東京工業大学リサーチ研究機構特任教授
リスクコミュニケーション	小林 誠	立命館大学経営学部客員教授
産業構造	佐々木眞一	トヨタ自動車(株)取締役副社長
環境	中静 透	東北大学大学院生命科学研究所教授
防災	中林 一樹	明治大学危機管理研究センター特任教授
財政・金融	松原隆一郎	東京大学大学院総合文化研究科教授
国土	森地 茂	政策研究大学院大学特別教授
情報	山下 徹	N T T データ(株)取締役相談役

# 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議

## 趣旨

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるための国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）に  
関し、関係府省庁が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進するため、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

## スケジュール

3月19日	○国土強靱化に係る動きについて
4月10日	○ナショナル・レジリエンス（防災・減災）に向けた考え方 ○脆弱性評価の指針
5月28日	○国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））に向けた当面の対応について
8月8日	○国土強靱化推進に向けたプログラム の対応方針と重点化について
9月13日	○国土強靱化に係る当面の検討事項等について周知

## 構成員

議長	国土強靱化担当大臣
議長代理	内閣官房副長官（事務） （内閣官房国土強靱化推進室長）
	内閣総理大臣補佐官 （内閣官房国土強靱化推進室長代理）
	内閣官房内閣審議官 （内閣官房国土強靱化推進室次長）
構成員	内閣府政策統括官（防災担当） 警察庁警備局長 金融庁総務企画局審議官 消費者庁審議官 復興庁統括官 総務省大臣官房総括審議官 法務省大臣官房審議官 外務省大臣官房長 財務省大臣官房審議官 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省社会・援護局長 農林水産省農村振興局長 経済産業省大臣官房審議官 国土交通省国土政策局長 環境省大臣官房審議官 防衛省運用企画局長

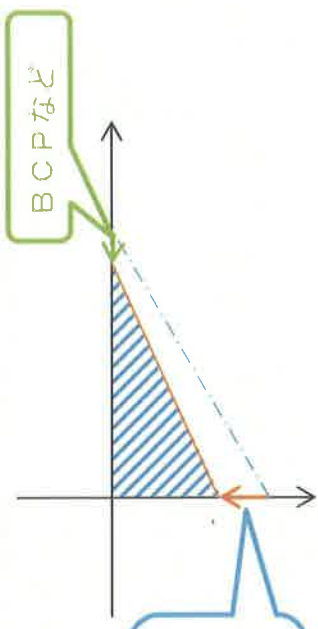


# 「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)について

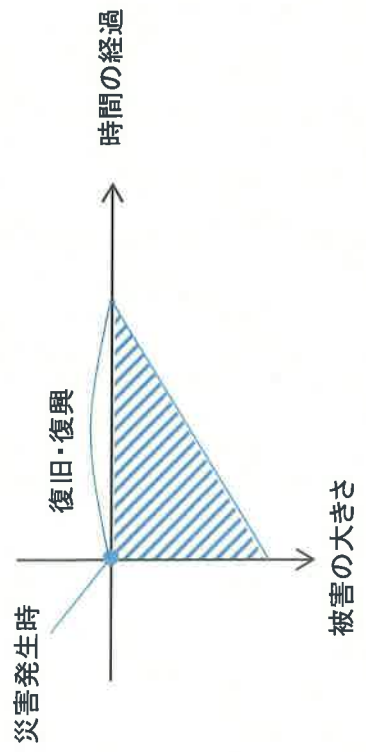
- これまで→(一定規模の災害を想定し)人命・財産の防御という発想が中心
- これから→(これまで「想定外」だったような)低頻度大規模災害にいかに対応するか
- ⇒ いかなる災害が来ても「負けない」(強く、しなやかな)国をつくるには、被害を受ける側の構造改革(経済社会のシステム、国土利用など)が必要 = 強靱化、レジリエンス

**「平時」の競争力強化、成長戦略に寄与⇒「有事」に威力を発揮**

## これまでの対策



## 強靱化(レジリエンス)



平時の経済・社会活動

経営戦略上あらゆる事態に備えることで生産性・効率性が向上、状況変化に的確に対応できる  
→競争力強化、成長

産業、エネルギー、情報、金融、国土利用など

# 英国・米国における「強靱化(レジリエンス)」に向けた取り組み

## <英国>

○2007年の大洪水被害を受け、これまでの民間緊急事態法の見直しに着手

「重要インフラ・レジリエンス・プログラム」  
(Critical Infrastructure Resilience Programme) (2009年～)

「戦略枠組み及び基本方針」(2010年)  
・具体的な作業フレームワークの発表

短期目標：

○洪水に対する9重要インフラの特定と対策の実施

「分野別レジリエンス計画」(洪水向けが先行)  
(Sector Resilience Plan for Critical Infrastructure) (2010年)

中長期目標：

「国家レジリエンス計画」  
(National Resilience Plans)

- 重要インフラに対して洪水以外の自然災害に対する長期的なレジリエンス向上及び維持
- 既存の規定・規則類の見直し、必要な規定・規則類の整備、必要な政策の立案等

※重要インフラ：英国内での日常生活に必要な不可欠、又は国家として社会的・経済的に継続するために必要な施設、システム、拠点、ネットワーク

- 通信、警察・消防、エネルギー、金融、食料、政府機能、医療、交通・物流、上下水道(ダム含む)

## <米国>

○2005年のハリケーン・カトリナの被害等を受け、これまでの危機管理体制の見直しに着手

「国家準備(事前防災)目標」  
(National Preparedness Goal) (2007年改訂)

○各種のリスクに対するシナリオの提示

「国家危機管理システム」  
(National Incident Management System) (2008年改訂)

○危機管理への総合的・国家的な標準形を提示

「国家インフラ防護計画」  
(National Infrastructure Protection Plan) (2009年改訂)

○重要な国家インフラを保護するためのリスクマネジメントの枠組みについて規定  
実施予定項目

- ・テロリズム及びその他の脅威(自然災害、人為的事故等)に関する理解と情報共有の推進
- ・重要インフラの防護対策及び強靱性向上策について情報共有及び実施に必要なパートナーシップの確立
- ・リスクマネジメントプログラムの実施

「分野別計画」(The Sector-Specific Plans)

○国家インフラ防護計画のリスクマネジメントの枠組みを、重要インフラの各分野の特性やリスク環境に適用するための計画

※重要インフラ：米国にとってきわめて重要なシステムもしくは資産

- 農業・食糧、防衛施設、エネルギー、医療、国家モニュメント、金融、水道、化学産業、商業施設、重要製造業、ダム(治水)、警察・消防、原子力、情報技術、通信、交通・物流、政府機能

# 世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議) / オバマ大統領一般教書演説及び新たな指示

## ＜世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)＞

○2013年のダボス会議は、「Resilient Dynamism」のテーマで開催

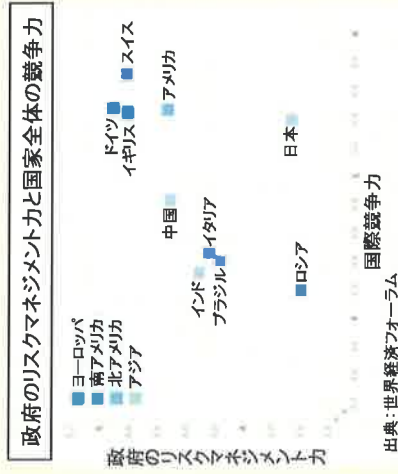
○甘利経済再生担当大臣の発言(一部抜粋)

- ・ アベノミクスの基本的枠組みは、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢
- ・ 日本経済再生に向けた緊急経済対策により、東日本大震災からの復興の加速、事前防災・減災対策による国土強靱化に向けた公共投資、民間投資やイノベーションの促進、人材育成の強化等の取り組みを実施

○世界経済フォーラムの特別レポート

### 「Building National Resilience to Global Risks」

- ・ リスクの分類
- ・ レジリエントな国家の定義  
1)変化に対応できる、2)突然のショックに耐えられる、3)運営を継続しながら要求レベルまで回復できる能力を持つ国家
- ・ 国家のレジリエンスの評価  
国家の経済・環境・統治・インフラ・社会サブシステムの頑健性、多重性、処理能力、対応力、回復力で評価
- ・ 政府のリスクマネジメント力と国家の競争力  
日本を除いてリスクマネジメント力が高い国が競争力が高い



## ＜米国の最近の動き＞

○2013年2月12日 オバマ大統領がレジリエンスに関して、一般教書演説及び新たな指示

- オバマ大統領の一般教書演説 (State of the Union)(インフラ関連)
  - ・ 老朽化した橋梁等のインフラの修繕を第一(Fix-It-First)とするプログラムの提案
  - ・ 港湾やパイプライン等のインフラをアップグレードするために民間資金を活用することとし、そのための官民連携ファンド(Partnership to Rebuild America)の提案→投資を国内に向ける
  - ・ これらの施策で雇用の拡大・創出を支援

○オバマ大統領の新たな指示 (Presidential Policy Directive

- Critical Infrastructure Security and Resilience)
- ・ 重要インフラの安全性と「レジリエンス」を強化するため、以下の指示
  - 連邦政府各省の連携と役割分担を明確化
  - 連邦政府での効率的な情報共有 等
- ・ 本指示を実行するため、以下の施策を早急を実施
  - 現行の官民連携モデルを評価し、連携強化に向けた検討(150日以内)
  - 国家重要インフラ防護計画を改定(240日以内) 等



# 「国土強靱化」は国家のリスクマネジメント

## 「国土強靱化」に向けたリスクマネジメントのサイクル

【今年度の試行的な取組】

リスクの特定、目標の明示



脆弱性評価



課題と対応方策の検討



重点化、優先順位を付けて計画的に実施



結果を評価

5月28日に

「国土強靱化推進に向け  
た当面の対応」  
とりまとめ



8月8日に

○各プログラムの対応方針  
○重点化、優先順位付け  
とりまとめ



予算編成作業等を通じて  
具体化





## 「国土強靱化」の基本的な方針

### 「強くしてしなやかな（強靱な）」国づくりの基本的な方針

いかなる大規模災害等が発生しようとも、

- 1) **人命は何としても守り抜く**
- 2) 行政・経済社会を維持する **重要な機能が致命的な損傷を負わない**
- 3) 財産・施設等に対する **被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する**
- 4) **迅速な復旧・復興を可能にする**

※「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災）推進に向けた考え方）」  
平成25年4月10日関係府省庁連絡会議決定

# 「自然災害等に対する脆弱性評価」について

4月中旬から1か月で関係府省庁と作業。地方公共団体、経済団体等からも意見聴取

＜各省庁が実施している施策をダブルチェック＞

- 「起きてはならない事態」を踏まえたチェック ⇒ 施策の偏り、各省間連携
  - 平時の政策の見直しにつなげる ⇒ 「国土強靱化」(レジリエンス)概念を各種政策へ反映
- ⇒他の計画（国土形成計画、防災基本計画、環境基本計画、社会資本整備重点計画等）の指針

## 施策分野 (12分野)

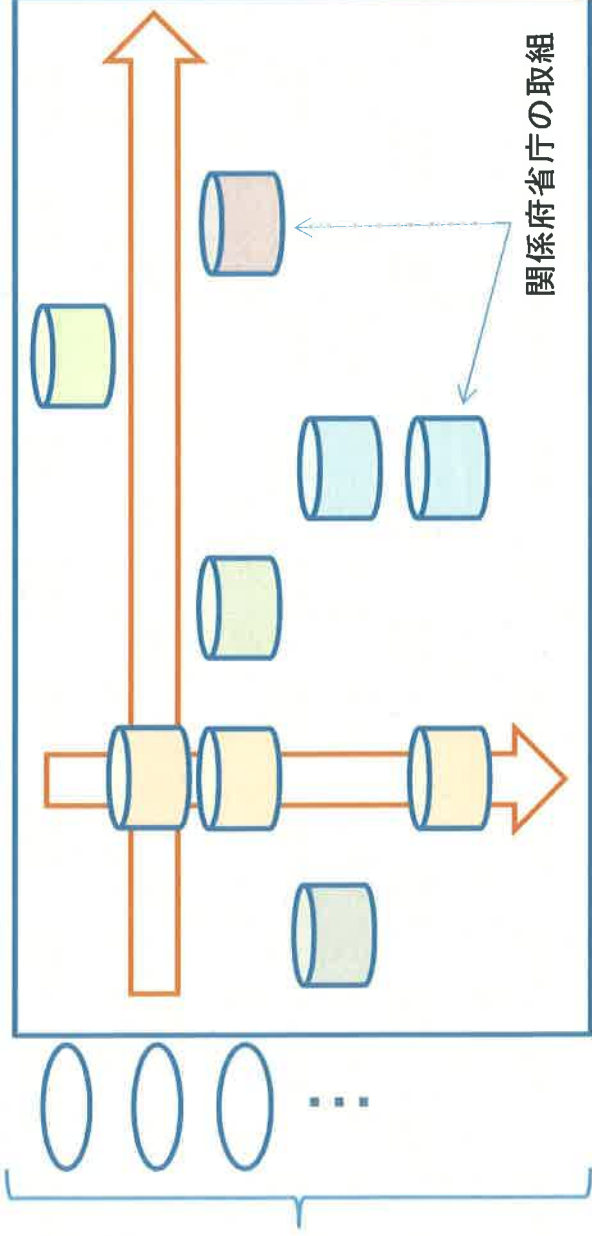
行政機能／警察・消防等、住宅・都市施設、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用(国土利用)

## 起きてはならない事態

(現状では十分な対応が困難であると判断される事態。45件)

- (例)
  - ・情報伝達の不備等による多数の死傷者の発生
  - ・サプライチェーンの分断による国際競争力低下

→これらを回避する各省庁の施策パッケージ＝プログラムの



...起きてはならない事態に対して何が不足しているか → 緊急に取るべき対策を明らかに

Bを統合して

B: 施策分野ごとの評価

→ 施策分野ごとの計画等の見直しへ

政府全体の強靱化の取組方針へ

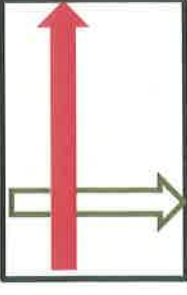
# 45の「起こってはいけない事態」(1/2)

基本的な方針	事前に備えるべき目標	プログラムが回避すべき起こってはいけない事態
<p>I. 人命を守る</p> <p>II. 行政・経済社会を維持する重要な機能が致命傷を負わない</p> <p>III. 財産施設等に対する被害のできる限りの低減、被害拡大の防止</p> <p>IV. 迅速な復旧・回復</p>	<p>1 大規模災害が発生したときでもすべての人命を守る</p> <p>2 大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>3 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>4 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p>	<p>大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生</p> <p>不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p>異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態</p> <p>情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死者の発生</p> <p>被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足</p> <p>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p> <p>信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p> <p>首都圏での中央官庁機能の機能不全</p> <p>地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態</p> <p>テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>

# 45の「起こってはいけない事態」(2/2)

基本的な方針	事前に備えるべき目標	プログラムが回避すべき起こってはいけない事態
I. 人命を守る II. 行政・経済社会を維持する重要な機能が致命傷を負わない III. 財産施設等に対する被害のできる限りの低減、被害拡大の防止 IV. 迅速な復旧・回復	5 大規模災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	プライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 複数空港の同時被災 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 上下水道等の長期間にとわたる供給停止 汚水処理施設等の長期間にとわたる機能停止 地球交通ネットワークが分断する事態 異常湧水等により用水の供給の途絶 市街地での大規模火災の発生
	7 制御不能な二次災害を発生させない	海上・臨海部の広域複合災害の発生 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 有害物質の大規模拡散・流出 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 道路閉塞等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 地球コミュニケーションの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 広域地盤沈下等による広域・長期にとわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	





# 「プログラムの評価」と対応(1)

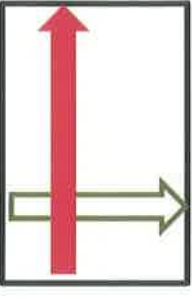
○「プログラムの評価」一抜粋—  
起きているならない事態：情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

行政機能/警察・消防等	住宅・都市施設	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用(国土利用)
<b>行政機能分野</b> ○GPS波浪計の衛星回線による回線二重化 ○広域交通システムのバックアップの整備 ○交通情報収集・提供装置の整備 ○住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達 ○地域における防災基盤等の整備 ○エネルギー産業基盤の災害対応力の強化 等					○電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度 ○電気通信設備の耐災害性の強化に向けた研究開発 ○電気通信ネットワークの強靱化 ○ワークの強靱化に対する補助事業 ○通信衛星の開発	○民間における個々・連携での事業継続計画の策定支援及び事業継続マネジメント普及推進 ○地下水等総合観測施設の整備による、南海トラフ巨大地震の短期予測システムの構築 ○企業等組織のBCP運携・エネルギー管理を組織単独型から組織運携型へと転換し、継続的に機能するようモデル事業を実施	○津波避難対策の実施 ○GPS波浪計の衛星回線による回線二重化 ○道路の防災・震災対策(通行規制情報の提供)等	○ため池決壊や山地災害等のハザードマップ等の作成・周知、避難路、避難施設整備 ○専門技術者により構成される農業農村災害緊急派遣隊の派遣手順や資機材等の整備、発災時の対応 ○「山地災害対策緊急展開チーム」等の派遣による発災時の対応等	○地下水等総合観測施設の整備による、南海トラフ巨大地震の短期予測システムの構築 ○気象庁の津波予報等への貢献を目的としたGPS情報提供システムの開発・構築 ○迅速な避難のための河川情報・津波の避難情報の提供 ○ハザードマップ等の作成支援等の減災対策等		

「起きているならない事態」を回避するという観点からの、現在取り組んでいる施策の評価

- Jアラートの自動起動機や交通情報収集・提供装置等の整備、住民への適切な災害情報の提供、ハザードマップ等の作成等の減災対策等が進められているが、取り組み主体となる地方公共団体の財政状況等により一部で計画的に進捗していないこと、南海トラフの巨大地震等の広域かつ大規模の災害が発生した場合には十分に対応できない恐れがある等の課題がある。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プロローブ情報の活用とそれでも把握できない場合の対応が課題。
- 情報提供に必要な電力その他の主要インフラの機能が喪失した場合の対応が課題である。
- 情報伝達の課題については、関係者が多岐にわたることから、情報を発信する官だけでなく情報の受け手であるとともに提供元である民間も含めた幅広い観点からの検討が必要である。

評価に基づき8月8日に今後の対応方針をとりまとめ



# 「プログラムの評価」と対応(2)

○「プログラムの評価」一抜粋—  
起きているならない事態：海上・臨海部の広域複合災害の発生

行政機能分野	行政機能/警察・消防等		住宅・都市施設	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用(国土利用)
	警察	消防等分野											
	○警察災害派遣隊の設置	○警察活動に必要な装備資機材の整備拡充		○災害派遣医療チーム(DMAT)の養成	○製油所・油槽所の災害対応能力強化 ○石油コンビナート等の耐性総点検 ○電気設備の地震津波対応力強化及び復旧迅速化の推進 ○ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化 ○港湾施設の液化化に関する技術開発			○製鉄所、化学工場等の耐性総点検 ○高圧ガス保安法に基づく耐震基準の設定 ○港湾施設の液化化対策に関する技術支援・技術開発等	○港湾施設の液化化対策に関する技術支援・技術開発等	○海岸防災林の整備、漁港施設の耐震化等	○農山漁村における防災・減災対策(海岸防災林の整備、海岸保全施設及び漁港施設等の耐震化等) ○海岸保全施設等の被害防止・軽減のための対策等	○多様な樹種からなる海岸防災林の整備	○海岸防災林の整備

## 「起きてはならない事態」を回避するという観点からの、現在取り組んでいる施策の評価

○製油所・油槽所の災害対応能力強化、海岸防災施設の整備、港湾施設の液化化対策等の取り組みが進められているが、海上・臨海部における具体的な複合災害を念頭にいただいた分野横断的な取り組み、関係省庁・自治体等が連携した取り組みは必ずしも十分ではないため、幅広い観点から連携して検討することが必要である。

評価に基づき8月8日に今後の対応方針をとりまとめ

# 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))の推進に向けた プログラムの対応方針と重点化について

(平成25年8月8日 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)

## ○45のプログラムの今後の対応方針 ○プログラムの重点化・優先順位づけ

・以下の観点から重点化すべきプログラムを選定

### 1) 国の役割の大きさ

「国家機能に直結するものであるか」「広域的な対応が必要なものであるか」

「地方公共団体が一義的に対応することが困難であると認められるものであるか」

### 2) 影響の大きさと緊急度

「影響が極めて甚大」「事態の起こりやすさが一定程度認められ早急な対応が必要」

・国土強靱化担当大臣が有識者懇談会の意見を聞いて判断

## プログラム:

「起こってはならない事態」を回避する  
ための施策パッケージ

これを踏まえ

- ・各府省庁では、国土強靱化に関しメリハリをつけた平成26年度概算要求を行う。
- その際、ハード・ソフトの分担・連携、民間の資金・ノウハウの積極的な活用を図る。
- ・内閣官房においては、8月末を目途に上記重点化すべきプログラムに係る概算要求を中心として、各プログラムに係る各府省庁の概算要求をとりまとめる。

## ☆9月10日 ○施策分野別の政策課題についての対応方針

○都道府県・経済団体からの意見についての対応方針

## ☆今秋以降

### 国土強靱化政策大綱:

施策分野別の政策課題への対応を中心に、国土強靱化に関する  
施策の策定に係る基本的な指針となるもの

※以上については、限られた期間の中での概略・予備的な調査に基づく試行であり、  
「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」の成立の後、法律に基づく本格的な取組に移行する予定。  
※同法案については現在継続審議。

法案の成立後、「国土強靱化推進本部」を設置し、大綱を決定。これを基礎として、国土強靱化基本計画を来春に策定予定。



# 国土強靱化の推進に向けて重点化すべきプログラム(回避すべき事態)一覧

平成25年8月8日 国土強靱化担当大臣により決定  
(同日 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において提示)

基本的な方針	事前に備えるべき目標	番号	プログラムが回避すべき起こってはいけない事態
Ⅰ. 人命を守る Ⅱ. 行政・経済社会を維持する重要な機能が致命傷を負わない Ⅲ. 財産施設等に対する被害のできる限りの低減、被害拡大の防止 Ⅳ. 迅速な復旧・回復	1 大規模災害が発生したときでもすべての人命を守る	1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	2 大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	3 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	4 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	5 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	6 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	6	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	7 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	7	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	8 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	8	首都圏での中央官庁機能の機能不全
	9 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	9	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	10 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	10	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	11 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	11	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	12 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	12	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	13 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	13	食料等の安定供給の停滞
	14 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	14	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	15 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	15	農地・森林等の荒廃による被害の拡大



# 重点化すべき各プログラムの今後の対応方針の例

プログラムにより回避すべき起こってはいけない事態

## 今後の対応方針

大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 近接する施設の耐震化の進捗状況に留意しつつ、各種施設の耐震化を促進する。また、人命に重大な危害を及ぼす恐れのある天井脱落の対策を進める。
- 震動実験研究、新材料研究、点検・診断技術開発等の実施により、長時間・長周期地震動に対する建築物の構造安全対策等を進める。
- 公共空間の活用や無電柱化の推進等により避難・救助活動の円滑化、被害の拡大防止を図る。
- 避難地、避難路、延焼遮断帯の確保等密集市街地対策を進める。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民等への適切な災害情報・安全情報の提供、火災予防・危険物事故・海難事故防止対策、地震予測精度の向上等を着実に推進する。また、地方公共団体による高台移転の検討を促す。
- 津波からの避難を確実にを行うため、避難路の整備に合わせた無電柱化、沿道建物の耐震化、避難路の山地災害からの保全等を関係機関が連携して進める。また、津波救命艇の安全基準指針を策定する。
- 3次元地理情報の活用、ハザードマップの統合化、防災アセスメントの実施や公共機関の安全確保、関係機関が連携した広域防災訓練等を推進する。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。
- 災害時における救助・救急活動等の確保のため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。
- ソフト対策との分担・連携に留意しつつ、河川・海岸堤防や海岸防災林等の整備、水門・陸閘等の効果的な管理運用を図る。その際、地域特性に応じて、地域に根差した多様な森林づくり等自然との共生及び環境との調和に配慮する。

# 平成26年度 国土強靱化関係予算 概算要求の概要

## ○重点化すべき15のプログラムに係る概算要求の概要

- 重点化すべき15のプログラムに係る関係府省庁の概算要求の概要は以下の通り。
- 要求・要望額が特定できない施策についても、事前に備えるべき目標に照らし、「起こってはならない事態」を回避するために真に必要な施策に限定する。

府省庁名	平成26年度国土強靱化関係予算概算要求の概要 (国費、単位:百万円)		
	平成26年度要求・要望額	(参考)前年度当初予算額	平成26年度国土強靱化関係予算概算要求の概要 (国費、単位:百万円)
内閣官房	253	-	その他要求・要望額が特定できない施策関係
内閣府	1,918	1,334	
警察庁	37,367	28,254	地域再生基盤強化交付金58,750の内数
総務省	25,305	11,972	交通安全施設等整備事業18,453の内数
法務省	12,846	6,432	
外務省	5	5	
文部科学省	9,492	14,171	公立学校施設整備費289,306の内数(内閣府計上の冲縄分を含む)、国立大学等施設整備事業117,676の内数、私立学校施設整備事業36,805の内数、(独)物質材料研究所機構運営費交付金13,944の内数、(独)理化学研究所運営費交付金882の内数、(独)日本原子力研究開発機構運営費交付金2,976の内数、(独)宇宙航空研究開発機構運営費交付金187,046の内数、(独)防災科学技術研究所運営費交付金7,792の内数
厚生労働省	37,548	26,052	社会福祉施設等施設整備費補助金7,083の内数、次世代育成支援対策施設整備費交付金2,300の内数、地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金4,587の内数、社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金5,946の内数、医療提供体制施設整備費交付金3,704の内数
農林水産省	64,040	62,215	農業農村整備事業費319,566の内数、治山事業費71,617の内数、森林整備事業費138,792の内数、水産基盤整備事業費84,506の内数、海岸事業費4,728の内数、地域材利活用促進戦略プロジェクト1,800の内数、森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業150の内数、森林病害害虫等被害対策事業876の内数、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金7,000の内数、強い農業づくり交付金33,422の内数、鳥獣被害防止総合対策交付金10,000の内数、森林・林業再生基盤づくり交付金2,200の内数、強い水産業づくり交付金のうち漁業防災対策支援事業2,577の内数、農山漁村地域整備費交付金132,155の内数
経済産業省	25,293	10,446	独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金60,279の内数、石油精製業保安対策事業260の内数、石油備蓄事業補助金31,553の内数、国家備蓄石油管理等委託費61,200の内数、石油ガス販売事業者構造改善支援事業(LPGガス地域防災対応体制整備支援事業)(新設)186の内数
国土交通省	52,076	21,450	公共事業におけるVFM最文化経費49の内数、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等9,419の内数、災害に強い物流システム構築267の内数、災害対策等緊急事業推進費26,110の内数、国営公園等事業29,844の内数、治水事業等関係費709,287の内数、災害発生時の応急活動の強化・充実に係る経費等6,197の内数、防災ソフト施策の高度化・充実に関する調査・検討経費27の内数、道路整備事業費1,537,146の内数、鉄道施設安全対策事業補助金(鉄道施設の耐震対策)等97,767の内数、港湾整備事業費203,230の内数、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費補助金174の内数、基幹的広域防災拠点における広域輸送網に必要経費31の内数、港湾広域防災拠点支障施設の維持管理に必要な経費63の内数、港湾機能高度化施設整備費補助金1,410の内数、海岸事業費33,932の内数、水門・陸間等の効果的・効率的な管理運用方法の検討等に必要な経費80の内数、空港整備事業99,213の内数、基本測地基準点測量経費のうち電子基準点測量経費711の内数、気象・地震津波・火山観測等業務費22,242の内数、災害対応能力を有する巡視船・航空機の整備42,738の内数、社会資本整備総合交付金1,064,482の内数、防災・安全交付金1,222,725の内数
環境省	24,785	24,785	生物多様性国家戦略推進費27の内数、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金12,500の内数
防衛省	175,662	120,911	
合計	466,590	328,027	

注1:各府省庁においては、上記のほか業務継続計画への対応等に必要ない般行政経費等がある。

注2:事業費の内数として要求・要望額が特定できない施策について、事業費全額が国土強靱化関係予算に該当するものではないことから、合計値の算出は不可能である。

注3:前年度当初予算額は、平成26年度概算要求と対比するため、平成26年度概算要求と対比する予算額を参考値として算出したものである。



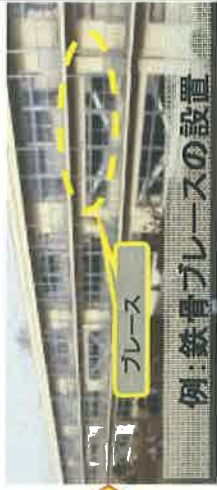
# ○施策例

## 人命を守り、大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動を迅速に行う

### ○学校施設の耐震化・防災機能強化

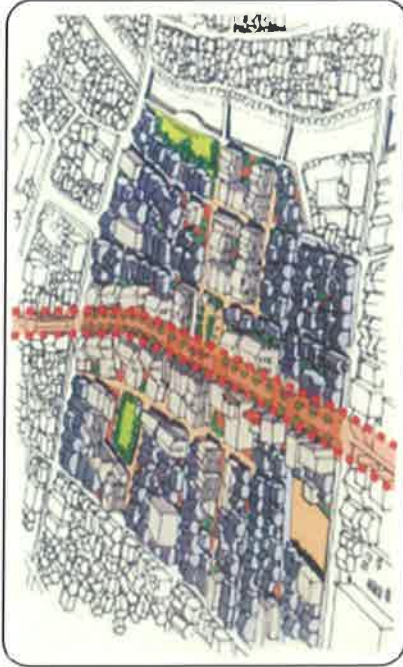


【柱の崩壊による被害】



例：鉄骨ブレースの設置

### ○密集住宅市街地における総合的な対策



- ・住宅・建築物の耐震化
- ・避難路沿道建築物の不燃化
- ・避難路等の整備
- ・老朽建築物の建替え・除却
- ・避難地等となる公園、緑地、広場等の整備

### ○大規模地震に備えた地震・津波対策

堤防・水門等の耐震・液状化対策

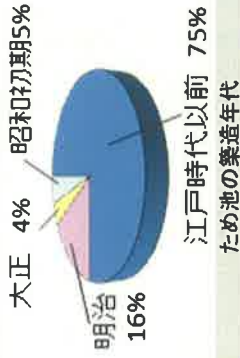
水門等の自動化・遠隔操作化



堤防の液状化対策(例)

### ○従来の降灰範囲の予報に加え、降灰量に関する情報を降灰警報(量的降灰予報)として発表(平成26年度末より)

### ○ため池等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事等を実施



地震で決壊したため池

### ○海岸防災林の整備

【海岸】



- ・飛砂・風害の防備等の災害防止機能に加え、津波に対する被害軽減効果も考慮した海岸防災林の整備
- ・その際、地域特性に応じて、地域に根差した多様な森林づくり等、自然との共生及び環境との調和に配慮

### ○エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発

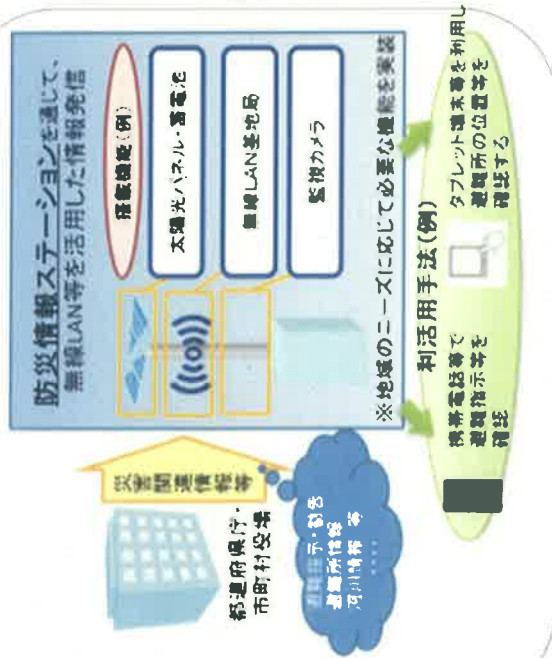
- 情報収集ロボット、放水ロボットを研究開発し、順次、実用化・高度化
- ・G空間×ICTを活用し、精度の高い遠隔操作を実現
- ・人が近づけない現場でも近接し、消防職員の安全向上



放水ロボット(無人走行放水車)

# 大規模災害発生直後であっても、必要な行政、情報通信機能を確保するとともに、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

## ○災害に強い情報通信インフラの整備



## ○放送ネットワークの強靱化



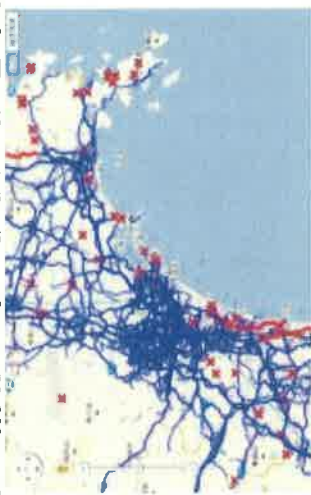
## ○一元的な海上交通管制の構築



## ○道路の防災・震災対策



## ○民間プロローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保



## ○災害時のエネルギー供給確保



## ○災害に強い物流システムの構築に向けた検討

## ○各企業等におけるBCP/BCMの策定推進やBCP/BCMの実効性向上



# ○45のプログラムに係る概算要求の概要

- 重点化するべき15のプログラムを含む45のプログラムに係る関係府省庁の概算要求の概要は以下の通り。
- 要求・要望額が特定できない施策についても、事前に備えるべき目標に照らし、「起こってはならない事態」を回避するために真に必要な施策に限定する。

府省庁名	平成26年度国土強靱化関係予算概算要求の概要 (国費、単位:百万円)		
	(参考)前年度当初予算額	平成26年度国土強靱化関係予算概算要求の概要	その他要求・要望額が特定できない施策関係
内閣官房	253	-	-
内閣府	1,918	1,334	地域再生基盤強化交付金58,750の内数
警察庁	39,689	28,686	交通安全施設等整備事業18,453の内数
総務省	25,305	11,972	2.11
法務省	42,109	25,360	1.66
外務省	5	5	1.00
文部科学省	9,542	14,221	0.67
厚生労働省	37,548	26,052	1.44
農林水産省	67,600	65,715	1.03
経済産業省	25,693	10,446	2.46
国土交通省	64,606	32,611	1.98
環境省	25,202	25,174	1.00
防衛省	175,792	121,005	1.45
合計	515,262	362,581	1.42

注1:各府省庁においては、上記のほか業務継続計画への対応等に必要ない般行政経費等がある。

注2:事業費の内数として要求・要望額が特定できない施策について、事業費全額が国土強靱化関係予算に該当するものではないことから、合計値の算出は不可能である。

注3:前年度当初予算額は、平成26年度概算要求と対比するため、平成26年度概算要求と対比する予算額を参考値として算出したものである。

## 施策分野別の対応方針について

○12の施策分野毎についての対応方針をとりまとめ

※行政機能／警察・消防等、住宅・都市施設、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用（国土利用）

○本対応方針は、

・45のプログラムに含まれる施策及び今後の対応方針

・現在(関係府省庁が)取り組んでいる施策に対する分野別の課題

等を踏まえ、中長期的な政策や、関連する計画等の見直しの状況等も含め、内閣官房国土強靭化推進室及び関係府省庁において検討を行い、とりまとめ

○ 本対応方針をもとに、今後、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会での議論等を踏まえつつ、国土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針となる「国土強靭化政策大綱（仮称）」の案を作成

（具体的進め方）

①第8回懇談会（9月10日）において全般的な議論

②委員からそれぞれの専門分野に係る施策分野について、重点化の考え方、国土強靭化の観点からの基本的な方針等に関して個別に意見を聴取しながら、事務局において「国土強靭化政策大綱」の素案を作成

③次回の懇談会であらためて全般的な議論を行い、これを踏まえて、**今秋以降に策定する「国土強靭化政策大綱」の案を作成**

# 施策分野別対応方針の例(産業構造)

<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設更新/耐震化が遅れている事業者への対応が課題。</li> <li>○今後、南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等に応じた耐震基準の見直しが必要と考えられるため、関係府省庁と連携した取り組みが必要。</li> <li>○耐震基準の見直し内容によっては、対応コストが膨大になる可能性がある。</li> <li>○企業連携型BCPの施策に着手した段階。継続的な取り組み促進、改善が必要。</li> <li>○港湾施設が多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止が懸念されるなど、被災想定を大きく上回る大規模災害が発生したときや電力その他の主要インフラの機能が喪失した場合の対応が課題である。</li> <li>○ソフトウェアの脆弱性は、完全に排除することが困難であり、継続的に対策を進めていくことが必要。</li> <li>○建設産業の疲弊により、災害対応空白地帯の発生等、災害応急活動を適切に実施できる建設企業が確保できない恐れ。</li> <li>○港湾施設が多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止が懸念される。</li> <li>○被災港湾の機能・能力のバックアップ体制の構築が課題である。</li> <li>○コンビナート港湾の被災により航路航行への支障、船舶の被災による海上輸送機能の停止が懸念される。</li> </ul>
<p>今後の対応方針</p>	<p>(BCP策定等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各企業等におけるBCP/BCMの策定推進やBCP/BCMの実効性向上のため、関係府省庁を構成員とする連絡会議を設置し情報共有を図りながら、共通的なガイドラインの改訂、評価分析手法の開発、必要に応じて各業種・業態にあった策定マニュアル等の作成、想定外に備えるための訓練を含めた事業継続能力の評価手法の開発を進める。</li> <li>○グループBCPや業界BCPの策定のため、民間企業や経済団体等と連携して検討を進める。この際、企業連携型BCP/BCM構築のためのモデル事業の成果の普及を図る。また、事業者が人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画を策定し、毎年のPDCAサイクルの実施により実効性を高めることを促進する。</li> <li>○BCP策定等の施策の進捗にあわせて、地方ブロック毎に関係府省庁及びその地方支分局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化BCP(仮称)の作成を行うこととし、その策定に向けた枠組みや対象範囲を連絡会議で明確化する。</li> <li>○災害時にも地域の最低限の経済活動を維持するため、港湾の広域的な連携を通じて港湾の機能を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同し、港湾機能の継続計画(港湾BCP)の策定及び災害時の協力体制の構築等を推進する。</li> <li>○大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、関係機関が連携し、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保などの事前防災・減災対策を推進する。</li> <li>○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づき横断的な取り組みを着実に進める。</li> </ul> <p>(災害対応力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の切迫性や港湾機能の重要度に応じて国内外の広域ネットワークの拠点となる港湾施設の災害対応力の強化や関連する技術開発を推進する。</li> <li>○災害発生時における復旧・復興の拠点として、基幹的広域防災拠点の整備等を推進する。</li> <li>○高圧ガス設備の耐震基準の見直しや、耐震性が確保されるよう適切な施策を実施するとともに、津波対策を検討する。また、強靱なサブライフェンを構築するために、コンビナート港湾施設の耐震強化等を推進する。</li> <li>○南海トラフ巨大地震や津波等を想定した電気設備の健全性を評価するとともに、自然災害等発生時の復旧迅速化や減災対応等の検討を行う。</li> </ul>



# (参考)「骨太方針」における国土強靱化の位置づけ

「経済財政運営と改革の基本方針について」平成25年6月14日 閣議決定

## 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

### 5. 長期的に持続可能な経済社会の基盤確保

#### (3) 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組

切迫する大規模災害が懸念される中、東日本大震災等の教訓を踏まえ、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、国土政策・産業政策・エネルギー政策、政府機能のバックアップ、行政の業務継続計画 (BCP) の充実、人材の育成等も含めた総合的な対応を進めるため、政府横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)への取組を行う。

各府省による脆弱性評価を踏まえて5月に取りまとめられた「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。特に、公共事業と非公共事業の連携や関連省庁間の連携・予算の適正配分を進める。

また、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模災害対策を推進するとともに、広域応援等を円滑に実施するための災害対応の標準化に向けた検討や公共施設等の耐震化を含めた防災・減災の取組を進める。

## 第3章 経済再生と財政健全化の両立

### 3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

#### (2) 21世紀型の社会資本整備に向けて

##### ② 新しく造ることから賢く使うことへ

・ **国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)**を含め、ハード・ソフトの適正な選択、重点化・優先順位付けを行う取組を推進する。

## 第4章 平成26年度予算編成に向けた基本的考え方

### 3. 平成26年度予算編成の在り方

社会資本整備については、国際競争力の強化、地域の活性化、**国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)**、防災・減災等の諸課題に対し、ソフト施策と連携しつつ、投資効果の高い事業への重点化を図るとともに、効率的なアセットマネジメントを推進する。また、受益者負担の考え方のもと、民間の資金・ノウハウを引き出す官民連携の案件形成に取り組む。



# (参考)都道府県・経済団体からの意見への対応

平成25年9月6日現在

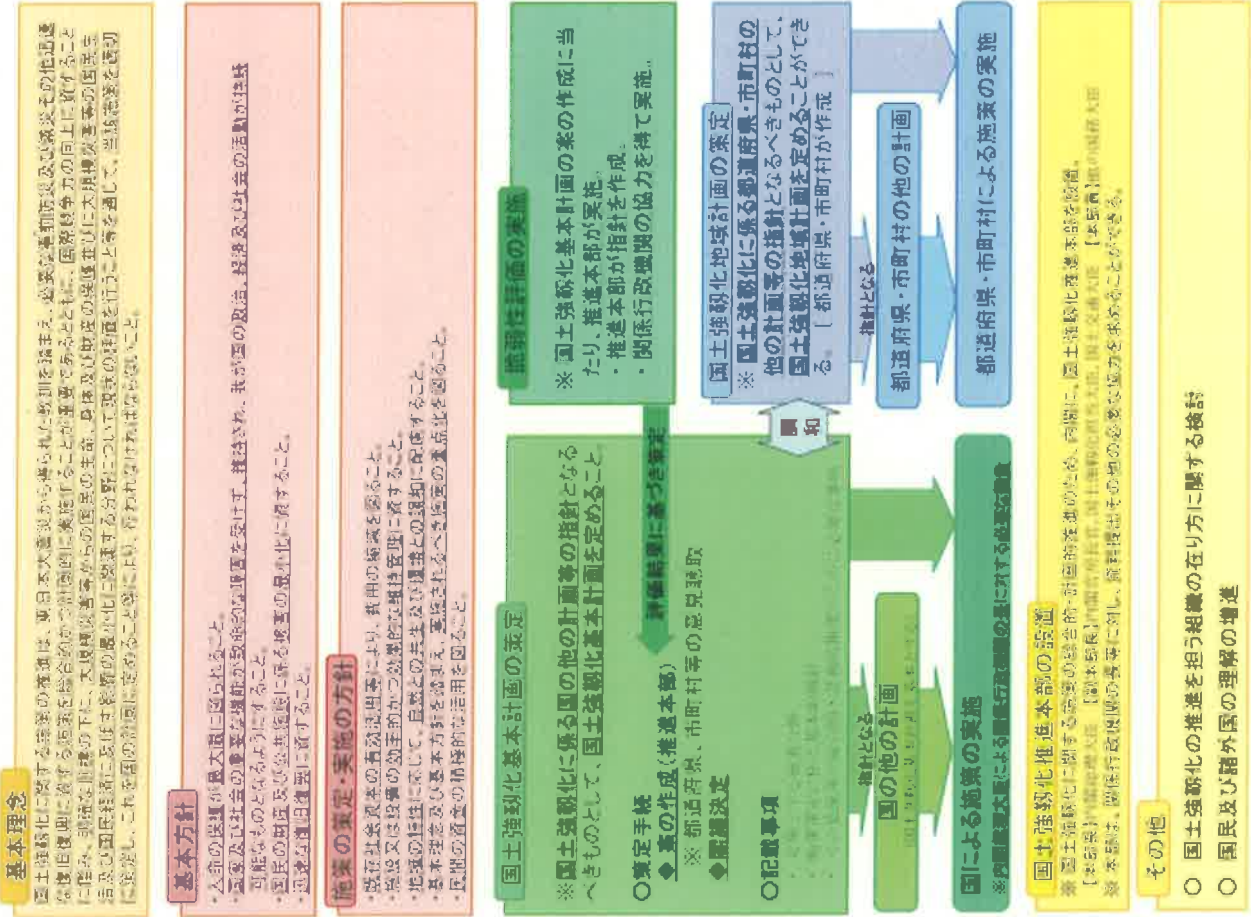
## 都道府県・経済団体からの意見への対応状況整理表

(単位:件数)

	都道府県・経済団体からの意見	所管省庁による検討結果			
		①現行制度において対応 (現行制度で対応中、 現行制度で対応可能)	②平成25年度中に実施するもの	③実施を前提として検討に着手したもの	④その他 (対応を検討中等)
I 都道府県からの意見					
(1)一般施策関係	790	258	26	36	470
(2)個別事業関係	73	16	4	4	49
(3)規制緩和関係	8	2	0	0	6
(4)その他必要な取り組み等	199	49	25	10	115
小計	1,070	325	55	50	640
II 経済団体からの意見					
(1)一般施策関係	99	21	13	9	56
(2)個別事業関係	0	0	0	0	0
(3)規制緩和関係	50	23	0	0	27
(4)その他必要な取り組み等	0	0	0	0	0
小計	149	44	13	9	83
合計	1,219	369	68	59	723

# (参考)防災・減災等に資する国土強靱化基本法案 概要

## 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案 概要



## 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案の概要について

### ○目的、基本理念

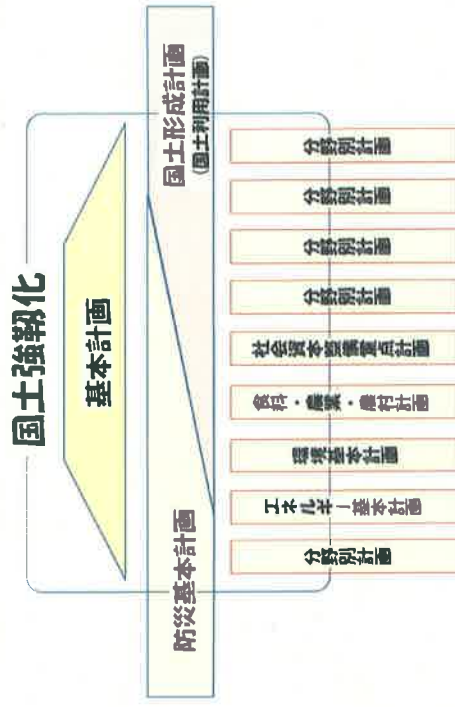
- 大規模災害等に備えるには、**事前防災・減災と迅速な復旧・復興**に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、**国際競争力向上に資する**
- 必要な施策は、**明確な目標のもと、現状の評価を行うこと**を通じて策定、**国の各種計画に位置づける** (国土強靱化基本計画は、その指針となる)

### ○基本方針

- 1 **人命は何としても守り抜く**
- 2 **行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない**
- 3 **財産・施設等に対する被害の軽減、被害拡大の防止**
- 4 **迅速な復旧・復興**

### ○基本計画

- 国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、**国の他の計画は本計画を基本とする (三アンブレラ計画)** (具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ)
- 計画の策定に当たっては、脆弱性に関する評価を実施し、地方公共団体等の意見も聴取





# (参考)関連2法案概要(南海トラフ・首都直下)

## 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案 概要

### 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害発生が予想されるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

### 基本計画の作成

中央防災会議が作成

### 推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、次の事項を定める(推進計画)とて  
 ち、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

- 避難場所、避難経路、防災用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 防災訓練に関する事項
- 国、地方公共団体その他の関係者の連携力の確保に関する事項

地方防災会議等(都府県及び市町村)は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、而して  
 防災委員会はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の取組となるべき事項を定めることが  
 できる

### 対策計画の作成

津波被災地の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から  
 六か月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

## 南海トラフ地震津波避難対策推進協議会

### 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に著しい被害を予想する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域  
 を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(特別強化地域)として、内閣総理大臣が指定

### 津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設(津波避難対策  
 緊急事業)に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難場所その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難経路
- 集団移動促進事業及び集団移動促進事業に促進して移動が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

### 津波避難対策緊急事業に係る

#### 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に  
 対する国の負担又は補助の特例
- 集団移動促進事業関連の施設移転に  
 対する財政上の配慮等

### 津波避難対策緊急事業計画に基づく

#### 集団移動促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例(農地転用の促進要件の緩和)
- 集団移転促進法の特例  
 (住居利用用途の制限に関する特例の緩和)
- 国土利用計画法等による協議等についての配導
- 地方計画法の特例(移転の奨励に資する措置)

※新法施行後、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により変更

## 首都直下地震対策特別措置法(案)

### 首都直下地震緊急対策区域の指定 [内閣総理大臣]

#### 【緊急対策推進基本計画】[閣議決定]

- ・首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項
- ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等

### 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

- 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画[閣議決定]

・政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項  
 ・行政中枢機能の一時的代替に関する事項 等

※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる

### 地方緊急対策実施計画の作成等

- 地方緊急対策実施計画[関係都県知事]  
 ・石油コンビナート等の改築、補強  
 ・木造密集地域対策  
 ・帰宅困難者対策  
 ・ライフラインの確保 等
- 住民防災組織の認定[関係都県知事]

### 首都中枢機能維持基盤整備等地域における特別の措置

- 首都中枢機能維持基盤整備等地域の指定[内閣総理大臣]

・永田町・国ヶ関等を想定  
 ○ 首都中枢機能維持基盤整備等計画の作成[当該地区を含む地方公共団体]

・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項  
 ・首都直下地震が発生した場合の滞在者の安全確保に関する事項 等

- 首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特別の措置

・開発許可の特例 等

### 特定緊急対策事業推進計画等

- 特定緊急対策事業推進計画の作成  
 [緊急対策区域を含む地方公共団体]

→ 国土交通省の設置  
 ○ 特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

・開発許可法上の用途制限の緩和  
 ・補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例



地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練、広域的連携協力体制の構築、財政上の措置等

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る



# (参考)昨年提出された関連2法案 概要

## 国土強靭化基本法案 概要

～ 長期間にわたって持続可能な国家機能・日本社会の構築を図るために ～

### 1 国土強靭化の基本理念

- ① 経済等における過度の効率性の追求の結果としての一極集中、国土の脆弱性の是正
- ② 一極後の国土政策・経済政策の総合的検証の結果に基づく多極分散型の国土の形成
- ③ 地域間交流・連携の促進、特性を生かした地域振興、地域社会の活性化、定住の促進
- ④ 我が国の国境線の解凍、国土の保全、国土の均衡ある発展（複数国土圏の形成）
- ⑤ 大規模災害の未然防止、発生時の被害拡大の防止、国家社会機能の代替性の確保
- ⑥ 大規模災害発生時ににおける我が国の政治・経済・社会活動の持続可能性の確保

### 2 国土強靭化基本計画等

- ① 国土強靭化基本計画（国土強靭化施策の基本的方針、計画が総合的・計画的に講ずべき施策等）
- ② 広域地方国土強靭化計画（三大都市圏等の広域圏単位、施策の方針、総合的・計画的に講ずべき施策等）
- ③ 都道府県国土強靭化計画・市町村国土強靭化計画（それぞれ上位の計画を基本として策定）

### 3年間で国土強靭化集中期間（第一段階）とし、1兆円を追加投資

### 3 国土強靭化に関する基本的施策

- 国の施策
- ① 東日本大震災からの復興の推進
  - ② 大規模災害発生時の円滑・迅速な避難・救援の確保（避難路・避難施設・緊急輸送道路整備）
  - ③ 大規模災害発生時の避難・迅速な避難・救援の確保（避難施設・緊急輸送道路整備）
  - ④ 大規模災害発生時の避難・迅速な避難・救援の確保（避難施設・緊急輸送道路整備）
  - ⑤ 大規模災害発生時の避難・迅速な避難・救援の確保（避難施設・緊急輸送道路整備）
  - ⑥ 大規模災害発生時の避難・迅速な避難・救援の確保（避難施設・緊急輸送道路整備）
  - ⑦ 大規模災害発生時の避難・迅速な避難・救援の確保（避難施設・緊急輸送道路整備）
  - ⑧ 大規模災害発生時の避難・迅速な避難・救援の確保（避難施設・緊急輸送道路整備）
  - ⑨ 我が国全体の経済力維持・向上（国際競争力強化のための社会資本整備、アジアとの貿易・交流・連携）
  - ⑩ 農山漁村・農林水産業の振興
  - ⑪ 離島の保全等（海難等の発生、周辺地域の整備強化、住民の生活基盤の整備）
  - ⑫ 地域共同体の維持・活性化（防災協同の精神に基づく自発的防災活動に対する支援）
- 地方公共団体の施策 一 上記の施策を勘案し、区域の諸条件に応じた施策を実施

### 4 国土強靭化戦略本部・国土強靭化国民運動本部等

- 国土強靭化戦略本部（内閣に設置）  
 [本部長：内閣官房長官、国土強靭化戦略担当大臣、本部長：内閣大臣]  
 ○ 国土強靭化基本計画等の案の作成・実施の推進、関連重要施策の企画立案・総合調整等
- 国土強靭化国民運動本部（内閣府に設置）  
 [本部長：国土強靭化国民運動推進部長、本部長：国土強靭化国民運動推進部長]  
 ○ 国土強靭化国民運動の推進等
- 都道府県国土強靭化国民運動本部・市町村国土強靭化国民運動本部  
 ※ 上記組織のほか、緊急事態対応、国土政策、経済政策、科学技術政策を担う組織の在り方に関する検討  
 一 これらの組織については、検討結果に基づき、別途、設置法を制定

## 防災・減災体制再構築推進基本法案の概要

### 基本理念

- ① 東日本大震災における甚大な被害に鑑み、従来の防災行政の在り方について見直し、首都圏・南海トラフ巨大地震や豪雨による被害その他想定される大規模自然災害から国民の生命・身体及び財産を保護
- ② ソフト対策：自助・共助・公助の調和を保った組合せによる地域防災力の向上
- ③ ハード対策：既存の社会資本の有効活用等による費用の軽減、アセットマネジメント、地球環境の保全・歴史文化等との調和
- ④ 女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視

### 防災・減災総点検

社会資本等の安全性の実情を明らかにし、防災・減災体制再構築推進基本計画の策定・施策の企画立案に必要な資料を得るために行う科学的・総合的な点検

- 実施計画（防災・減災の推進、実施期間等）、準則
- 防災・減災総点検のための点検（防災・減災の推進、実施期間等、点検実施主体等の者等）

### 防災・減災体制再構築推進基本計画等

- 防災・減災体制再構築推進基本計画（防災・減災体制再構築推進基本計画の策定・実施の基本的方針、計画が総合的・計画的に講ずべき施策等）
- 資金の確保（防災・減災の推進、実施期間等）
- 都道府県防災・減災体制再構築推進計画、市町村防災・減災体制再構築推進計画
- 国の援助（地方公共団体の防災・減災の推進、実施期間等、援助実施主体等の者等）

### 基本的施策

- 国の施策
- ① 学校教育等における防災教育の充実等
  - ② 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ③ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ④ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑤ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑥ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑦ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑧ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑨ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑩ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑪ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
  - ⑫ 防災・減災の推進（防災・減災の推進、実施期間等）
- 地方公共団体の施策 一 国の施策に即じた防災・減災の推進等

### 防災・減災体制再構築推進本部、危機管理庁の設置に関する基本方針

- 防災・減災体制再構築推進本部（本部長：内閣官房長官、本部長：国土強靭化国民運動推進部長、本部長：国土強靭化国民運動推進部長）
- 危機管理庁（本部長：内閣官房長官、本部長：国土強靭化国民運動推進部長）

※ 上記組織のほか、緊急事態対応、国土政策、経済政策、科学技術政策を担う組織の在り方に関する検討  
 一 これらの組織については、検討結果に基づき、別途、設置法を制定

## (参考)国土強靱化推進に関する政府のこれまでの動き(1/2)

(平成24年)

12月26日 国土強靱化担当大臣の設置(第2次安倍内閣組閣)

★安倍内閣の基本方針(12月26日閣議決定)

老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。

(平成25年)

1月25日 内閣官房に「国土強靱化推進室」を設置

★安倍総理施政方針演説(2月28日)

様々なリスクにさらされる国民の生命と財産を、断固として守る、「強靱な国づくり」も急務です。

命を守るための「国土強靱化」が焦眉の急です。首都直下型地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

3月5日 国土強靱化に関する有識者会議「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」(座長:藤井聡内閣官房参与)初会合

★東日本大震災二周年追悼式(3月11日)内閣総理大臣式辞  
一般の教訓を踏まえ、我が国全土にわたって災害に強い強靱な国づくりを進めていくことを、ここに固くお誓いいたします。

3月19日 「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」  
(議長:国土強靱化担当大臣)初会合

3月22日 第2回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」

「防災・減災とICT」、「リスク、脆弱性評価等」について議論

4月3日 第3回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」  
「国土強靱化に向けた考え方」、「脆弱性評価の考え方」について議論

4月10日 第2回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」

「国土強靱化に向けた考え方」、「脆弱性評価の指針」を決定

⇒ 関係府省庁、地方公共団体に脆弱性評価作業依頼  
(5月10日締切り)

4月26日 第4回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」  
「重点化・優先順位付けの考え方」について議論



## (参考)国土強靱化推進に関する政府のこれまでの動き(2/2)

- 5月7日 経済財政諮問会議(平成25年第10回)  
「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」について古屋大臣から説明
- 5月13日 第5回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」  
経済界からの意見聴取、「重点化・優先順位付けの考え方」について議論
- 5月24日 第6回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」  
「国土強靱化推進に向けた当面の対応」について議論
- 5月28日 第3回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」  
「国土強靱化推進に向けた当面の対応」を決定
- 5月28日 経済財政諮問会議(平成25年第13回)  
「国土強靱化推進に向けた当面の対応」について古屋大臣から説明
- ★「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)  
(6月14日閣議決定)  
政府横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)への取組を行う。  
5月に取りまとめられた「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。

8月8日 第7回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」  
「国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」について議論

8月8日 第4回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」  
「国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」を決定

9月10日 第8回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」  
「施策分野別の対応方針」について議論

9月13日 第5回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」  
国土強靱化に係る当面の検討事項等について周知